

第4章 環境分野

多くの自然に育まれ持続可能で快適に暮らし続けられる
“なかがわ”

第1節 環境負荷の少ない持続可能社会の実現

- 4-1-1 低炭素社会の実現
- 4-1-2 循環型社会の実現

美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現

- 4-2-1 自然環境の保全
- 4-2-2 公共用水域の水質汚濁防止
- 4-2-3 生活環境の保全
- 4-2-4 空き家対策の推進

第1節 環境負荷の少ない持続可能社会の実現



4-1-1 低炭素社会の実現

現状と課題

地球温暖化は、世界規模で様々な影響が顕在化しており、喫緊に取り組むべき課題です。

一人ひとりの温室効果ガス*排出の少ない暮らしへの取り組みと、温室効果ガスの吸収源としての森林の維持、整備が求められています。



基本方向

地球温暖化の進行を抑えつつ生活の質を向上させ、快適な暮らしを維持することのできる村を目指します。

施策の内容

- 地球に優しい村づくりのために、温室効果ガス排出量削減のための省エネ・省資源対策を総合的に推進します。
- 村有施設における設備機器の高効率化、太陽光発電設備、木質バイオマスボイラー等の導入を促進します。
- 地球温暖化防止対策に向けた再生可能エネルギーの活用の啓発を進めます。
- 家庭や事業所等の環境負荷の少ない機器の使用等、省エネルギーを促進します。
- 木質バイオマスエネルギー*（主に県産材）の利用を促進します。
- 植林、間伐等森林施業による森林保護を推進します。

数値目標

目標指標	計画策定時 (2018年)	目標値 (2024年度)	目標値の説明
薪ボイラー導入によるCO2削減量	0 t	129 t (A重油：約47kL)	望岳荘 バイオマスボイラー

個別計画

- ・第3次中川村環境基本計画
- ・中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

* 温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、大気中において地表から放射された赤外線の一部吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。

* 木質バイオマスエネルギー：木を利用した燃料（エネルギー）。木材に由来する再生可能な資源である、薪、木炭、チップ、ペレットなどを燃料とする。

4-1-2 循環型社会の実現

現状と課題

家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量は、他の自治体と比較しても特に少ない水準を維持していますが、事業系可燃ごみの排出量は増加傾向にあり、事業所に対する啓発、指導を強化する必要があります。

また、上伊那クリーンセンターが平成 31 年（2019 年）4 月から本格稼働し、プラスチックごみの分別が変更されました。引き続きごみの発生抑制と、資源物（古紙類・布類・容器包装プラスチック等）の可燃ごみへの混入防止等、ごみの分別・資源化の徹底が求められています。

併せて、高齢化社会の進展とともにごみ出し困難者の増加が予想されます。住み慣れた地域で生活を続けるための支援のひとつとして対応が求められます。

基本方向

ごみの減量化と資源化をさらに進め、ごみの適正な処理により環境への負荷が少なく、大切な資源が守られている村を目指します。

施策の内容

- ごみの発生抑制、再使用、再資源化（3R※）の取り組みを推進します。
- 使い捨て用プラスチック※が引き起こす環境問題に関する意識啓発に取り組みます。
- 広報誌や地区組織などとの連携により、ごみ処理に対する意識の醸成を図ります。
- 事業系可燃ごみの減量化・資源化に向けて、事業所へのチラシ配布や展開調査等の啓発を推進します。
- ごみ出し困難者への支援を検討します。
- 上伊那広域連合、伊南行政組合の関係市町村との連携によるごみ処理体制を継続し、最終処分まで適正に実施します。
- 住民の居住環境を維持するため、村内廃棄物処分場の監視を継続して実施します。

※ 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の優先順位で廃棄物削減に努めるのが良いという考え方。

※ 使い捨て用プラスチック：レジ袋や食品トレー、ストローなど一度利用されただけで捨てられてしまう、主にパッケージ用のプラスチック。

数値目標

目標指標	計画策定時 (2018年)	目標値 (2024年度)	目標値の説明
家庭系ごみ年間排出量	604 t	581 t	年間排出量推計値（基本フレーム）から1.5%削減
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	336 g	340 g	年間排出量推計値から算出した推計人口（基本フレーム）の一人当たりの排出量

個別計画

- ・第3次中川村環境基本計画
- ・中川村分別収集計画
- ・一般廃棄物処理基本計画（上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく中川村行動計画）

第2節 美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現

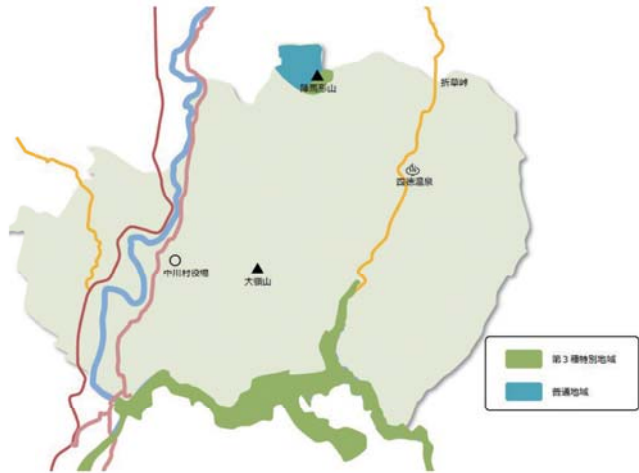


4-2-1 自然環境の保全

現状と課題

陣馬形山の一部や小渋峡は県立自然公園に指定されており、これ以外の自然環境を含め、住民や村を訪れる人々の魅力となっています。近年、村内でも特定外来生物*の侵入が見られます。

優れた自然環境を将来にわたって引き継ぐため、その保全・保護、活用の方法の検討、人材の育成が求められています。



基本方向

優れた自然環境を住民共有の財産ととらえ、次代に引き継ぐことのできる村を目指します。

施策の内容

- 広報誌やチラシ等により、住民や観光客へ自然環境保全意識の啓発活動を行います。
- 自然や景観を守るため、生育範囲を拡大している特定外来生物の調査・駆除などの環境保全活動を住民と協働で実施します。
- 関係機関や団体と連携・情報交換を持ちながら、村内に生育する希少野生動植物（ウチョウラン、イナノギク、ブッポウソウなど）の生育環境の保全に取り組みます。
- 村を訪れる観光客等へ自然環境保全を啓発します。
- 環境に配慮した公共工事の設計・施工に努めます。

個別計画

- ・第3次中川村環境基本計画

* 特定外来生物：もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって、他の地域からもちこまれた生物（外来生物）のうち、地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりするもので法律により指定したもの。ブルーギル、コクチバス（ブラックバス）、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリほか全148種。

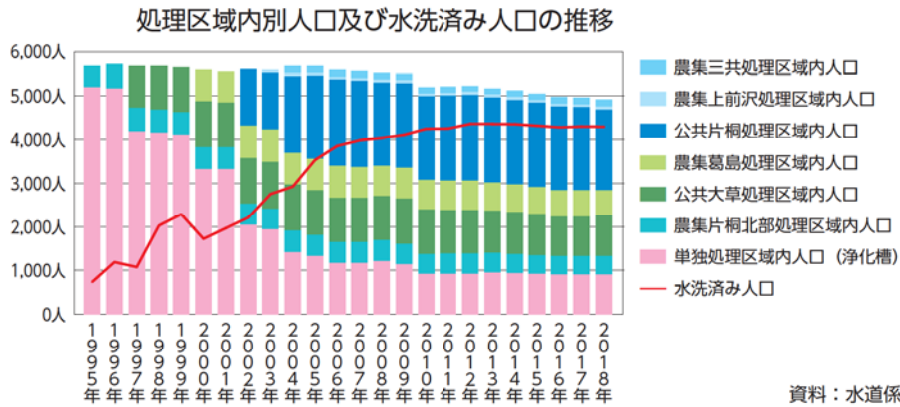


4-2-2 公共用水域の水質汚濁防止

現状と課題

公共下水道・農業集落排水事業区域内の水洗化率及びこれらの区域外での合併処理浄化槽の普及率は増加傾向にあります。

引き続き下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を促し、水質汚濁による自然環境・生活環境への悪影響の防止と継続的な監視、健全経営に向けた検討が求められています。



基本方向

公共下水道等の普及による公共水域の水質が守られた、快適に生活できる村を目指します。

施策の内容

- 公共用水域の水質を保全するため、公共下水道事業・農業集落排水事業の適正な運営を図ります。
- 快適な住環境を創出するため、公共下水道等への接続を促します。
- 公共下水道事業区域等以外の区域では、合併処理浄化槽設置を支援します。
- 公共下水道事業等の経営の健全化・効率化のために、下水道処理区の統廃合を含めた検討を行います。
- 豊かな水環境を維持するために、公共用水域の水質の継続的な監視を行います。
- 健全な水循環を維持するため、水循環基本法の基本理念を踏まえた必要な規制のあり方を検討します。

数値目標

目標指標	計画策定時 (2018年)	目標値 (2024年度)	目標値の説明
水洗化率	90.2%	93.5%	「水循環・資源循環のみち2015」構想を参考に、年0.6%の増を見込む

個別計画

- ・第3次中川村環境基本計画
- ・『水循環・資源循環のみち2015』

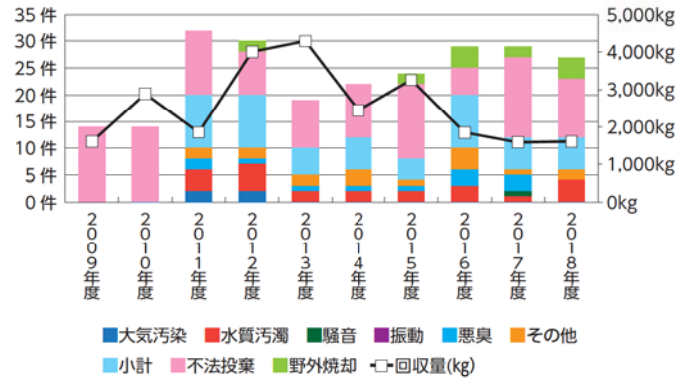
4-2-3 生活環境の保全

現状と課題

騒音・振動・悪臭・不法投棄等に関する苦情が寄せられるケースが見られます。また、リニア中央新幹線工事発生土搬出に伴う騒音、振動、排気ガス等による生活環境への影響が危惧されています。

地域の暮らしに大きな影響を及ぼす公害を発生させないため、官民協働での周知・監視の継続等が求められています。

公害苦情受付件数及び不法投棄回収量の推移



出典：公害・不法投棄調査

基本方向 住む人の暮らしと、様々な活動が調和した、公害の発生のない村を目指します。

施策の内容

- 騒音・振動・悪臭・河川の汚濁などの公害を発生させないため、公害防止意識の啓発を行います。
- ごみのポイ捨て、ごみの不法投棄を予防するため、不法投棄禁止看板の設置や啓発活動、定期的な巡視活動を行います。
- ペットのふん被害を防止するため、飼い主等への啓発に努めます。
- 地域や事業者の環境美化運動を促します。
- 公害発生が懸念される事業等の実施前後に開催される公害防止協議を支援します。
- リニア中央新幹線工事発生土搬出に伴う住民生活への影響を低減させるため、関係者との協議・指導を行います。

個別計画

- ・第3次中川村環境基本計画

4-2-4 空き家対策の推進

現状と課題

全国では、人口の一極集中や人口減少に伴い、所有者による適正な管理が行われていない空き家や空き地が発生し、景観・衛生・防犯等の問題が生じています。

所有者による空き家や利用されていない宅地の適正な管理を促すとともに、空き家や空き地（宅地）を活用して地域振興に活かすための取り組みが必要です。



基本方向

空き家や空き地（宅地）の適正な管理と有効活用により、住む人・住みたい人が安心できる村を目指します。

施策の内容

- 空き家や空き地（宅地）の適切な管理は所有者の責任であることから、所有者への情報の提供と啓発を図ります。
- 空家等対策特別措置法に基づく空家等対策協議会を設置し、適切に管理されず、生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家等について、関係地区や団体などと連携し対策を図ります。
- 空き家や宅地の利活用の支援に取り組みます。

個別計画

- ・中川村空家等対策計画